写

宮監第　25　号
令和８年２月 10 日

宮津市長　城 﨑　雅 文　様

宮津市監査委員　　尾　﨑　吉　晃

宮津市監査委員　　久　保　　浩

令和７年度財政援助団体等監査結果報告について

地方自治法第 199 条第７項の規定による財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、別添のとおり監査結果に関する報告書を提出します。

令和７年度財政援助団体等監査結果報告書

１　監査の種類

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）

２　監査の対象

次の指定管理業務に係る財務事務及び所管課の関係財務事務（令和６年度分）

(1) 指定管理施設　　宮津市民実践活動施設（宮津運動公園、宮津市民体育館、みやづ歴史の館、宮津市中央公民館）

(2) 指定管理者　　公益財団法人宮津市民実践活動センター

(3) 所　管　課　　総務部総務課

３　監査の着眼点

公の施設の指定管理者が、条例及び協定に沿って適正な管理が行っているか、また、当該指定管理者の所管課が、指定管理者に対して指導監督を適切に行っているかどうかを着眼点として実施した。

４　監査の主な実施内容

指定管理に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、指定管理施設において現地監査を実施した。

５　監査の実施期間

(1)　書類監査　　令和７年 10 月６日から令和８年２月 10 日まで

(2)　現地監査　　令和７年 11 月 14 日

６　監査の結果

施設の管理運営については、基本協定書及び年度協定書等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。また、出納その他の事務処理についても、帳簿等の照合を行った結果、概ね良好と認められた。

しかしながら、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい

(1) 備品の管理について

・基本協定書 別記の管理備品一覧に、耐用年数超過と思われるものが多数存在し、現地で確認できない備品も見受けられた。点検の上、適正な管理に努められたい。

・宮津運動公園市民グラウンドに設置のサッカーゴール、中央公民館大会議室に設置のフラップテーブルについて、特に老朽化が見受けられるので、適切な対応をされたい。

(2) 利用者にとっての快適な施設の環境づくりについて

・市民体育館アリーナ放送室のガラス面保護、柔道場・剣道場の分電盤危険防止、玄関のスリッパ収納について、応急措置の状態で老朽化しており見苦しいため、改善されたい。

・各施設トイレの便器について、洗浄機能付き便座の設置を検討されたい。